

1 前提

○東部環境工場については、焼却処理に余力があり近隣市町村との連携について検討を行ってきた。

○令和2年(2020年)3月に、「可燃ごみの広域処理に関する覚書」を締結。令和7年度(2025年度)から、上益城郡5町及び西原村の可燃ごみの処理を本市が受託することを合意。

2 関係団体との協議

○令和7年度(2025年度)からの広域処理開始に向けて、令和2年度(2020年度)以降、覚書に基づき関係団体と受入れに係る課題について協議を実施。

- ・各自治体で異なる分別収集品目の取扱い
- ・搬入時の混雑を軽減するための搬入方法等の取扱い
- ・委託料 など

○委託料等について、関係団体からの合意済み。

⇒18,000円/tで合意

(参考)市民の搬入手数料150円/10kg(15,000円/t)

【関係団体】

- ・益城、嘉島、西原環境衛生施設組合
- ・御船町甲佐町衛生施設組合
- ・山都町
- ・益城町、嘉島町、御船町、甲佐町、西原村

} 焼却処理施設保有

3 事業効果

○受け入れる可燃ごみ量は、年間24,000tを想定。

○本市においては、委託料収入及び売電収入の増加が見込まれる。

⇒歳入増加見込み:年間約4億6千万円

○上益城郡5町においては、新たな焼却処理施設が稼働するまでの準備期間を十分に確保できる。

○環境面では、単独処理する場合と比較して、消費エネルギー量が少なくなり、地球温暖化防止に貢献できる。

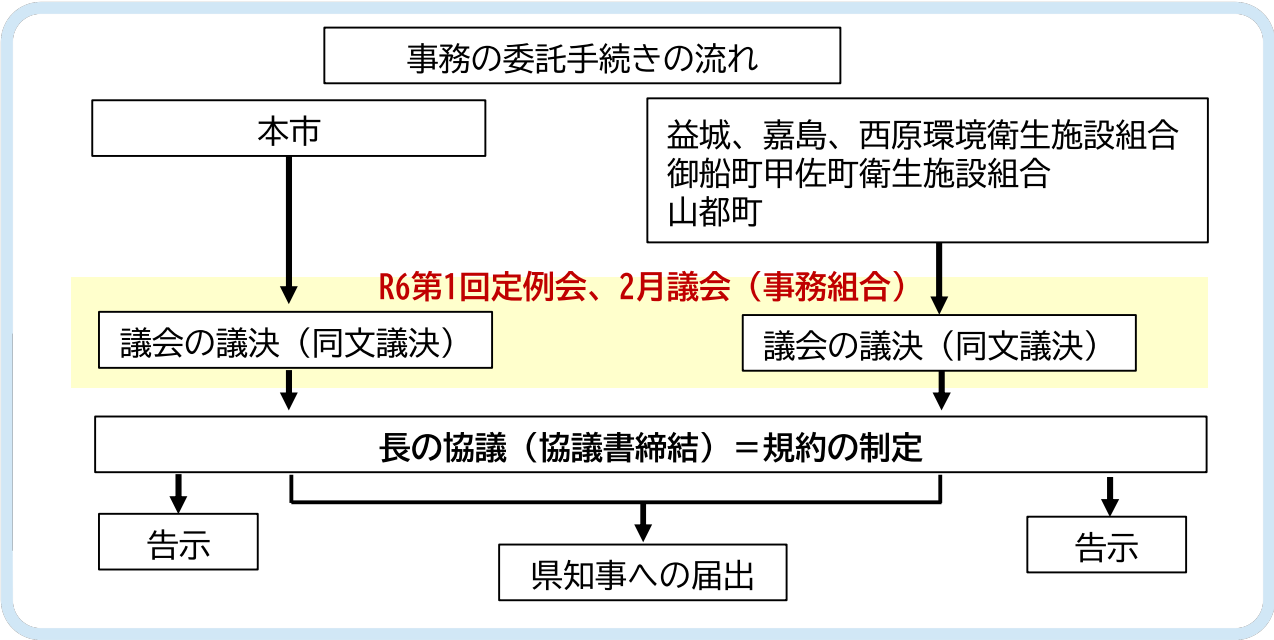
上益城郡5町及び西原村の可燃ごみの広域処理について

4 事務の委託

- 地方自治法第252条の14(事務の委託)の規定により規約を定める。
- 規約の制定にあたっては、議会の議決を得る必要があり、**令和6年第1回定例会に上程予定。**
- 関係団体の議決後、協議書を締結する(規約の制定、令和6年(2024年)3月末)。**

- 【相手方】
- ・益城、嘉島、西原環境衛生施設組合
 - ・御船町甲佐町衛生施設組合
 - ・山都町

【参考 地方自治法第252条の14(事務の委託)】
普通地方公共団体は、**協議により規約を定め**、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。



5 スケジュール

	R5年度（2023年度）			R6年度（2024年度）			R7年度（2025年度）
関係者協議	委託料(案)、規約(案)等協議			実務調整			広域処理 実施
議会			●R5年第4回定例会（協議状況等説明） ●R6年第1回定例会同文議決（規約）				
規約			●協議書締結（規約の制定） ●告示 ●県知事への届出				